



社労士事務所プランツ  
〒105-0012 東京都港区芝大門 1-10-11  
芝大門センタービル 10F  
TEL 03-6880-9064 FAX 03-6880-9201

## 雇用契約書を作成しましょう

### ❖ 労働条件の書面明示義務

労働基準法第15条では、採用時に賃金や労働時間、その他の労働条件を書面で明示することを義務付けています。書面で明示しないことはもちろん、法令で定める明示事項が網羅されていない場合も労基法違反となります。

### ❖ 雇用契約書の交付

法令違反にならないためにも、また、労使間のトラブルを未然に防ぐために、労働条件や勤務する上での約束事を記載した「雇用契約書」を作成することをお勧めします。

雇用契約書に記載した労働条件を互いに確認することで、「言った、言わない」のトラブルを防げますし、就業規則の作成義務がない従業員数10名以下の事業所では、服務規律や退職・解雇、懲戒の種類や事由等を記載しておくことで、労務リスクを軽減することもできます。

### ❖ 契約の更新

アルバイトや契約社員と期間を定めた雇用契約を締結したものの、更新手続きをしないままになっていませんか？

その場合、期間の定めのない契約と同様と考えられ、雇い止めはおろか、正当な解雇事由がなければ解雇をすることはできません。そのため、契約満了前に更新時の労働条件を提示し、相互に確認する手続きを行うとよいでしょう。

### ❖ 助成金の申請時に必要な場合も

雇用関係の助成金の多くは、支給申請時には「労働条件明示書又は雇用契約書の写し」を添付することになっています。

オリジナルの契約書作成や現在使用している書面のチェックも行っていますので、当事務所にお気軽にお問い合わせください。



## 協会健保の保険料率が改定されます

### ❖ 保険料の改定時期

協会けんぽの健康保険料率と介護保険料率が平成27年4月分から改定されます。例年3月分から改定になっておりましたが、今年は1ヶ月遅れておりますので、ご注意ください。

給与から徴収する社会保険料は、当月分を翌月に支払うものから控除するとされています。そのため、今回の改定後の保険料率の適用は、5月支給の給与から徴収するものからとなります。

### 注意しておきたいポイント

間違えやすいのが賞与計算時の改定タイミングです。賞与の場合は、改定月に支給するものから控除する保険料から新保険料率が適用になります。4月に支給する賞与がある場合には注意しましょう。

## 改定後の保険料

平成 26 年度の協会けんぽの健康保険料率は、全国で据え置きになりましたが、今年度の改定では、都道府県により様々です。

なお、介護保険料率は全国一律で 1.72%から 1.58%に引き下げになりました。

## 労務管理 Q&A ＜遅刻の取り扱い＞

Q. 寝坊して 30 分遅刻した社員が、定時になっても仕事が終わらずに上司の許可をとって 30 分残って仕事しました。

30 分の遅刻控除はできますか？また、定時以降に仕事した 30 分は割増賃金を支払う必要はありますか？

A. 今回のケースでは 30 分の遅刻控除はできません。また、定時以降に仕事した時間について割増賃金は不要です。

### ＜解説＞

今回のように遅刻した時間と定時以降に仕事した時間が同じであれば、結果的に所定労働時間は労働したことになります。働いた分の賃金は全額を支払わなければなりませんから、遅刻した時間分の賃金を差し引くことはできないわけです。

次に定時以降の勤務時間の考え方ですが、今回のケースは、遅刻した時間と定時以降の時間が相殺されているようなものです。労働基準法で定める時間外労働の割増賃金が必要となる時間は、原則として 1 日 8 時間、週 40 時間を超える時間です。したがって、就業規則等に定時以降の時間を割増賃金の対象とするというような定めがなければ割増賃金は不要です。

なお、あくまでも勤怠管理上は遅刻であることに変わりません。そのため就業規則等の定めに従って懲戒処分を行うことは可能です。



## ちょっと相談いいですか？ ＜住所変更の手続＞

今の時期は転居する従業員が多いので大変です。また、過去の住所変更手続きに漏れがないか心配です。

年金事務所で『住所一覧表』を請求できます。一覧表には、年金事務所で登録されている被保険者とその被扶養配偶者（国民年金第 3 号被保険者に限る）の住所が記載されています。現住所と異なる方がいれば、朱書きで訂正して届出すれば変更できます。今までの変更手続き漏れもチェックできるので便利です。

一覧表の請求方法や一覧表を利用した住所変更手続きの方法などは、当事務所にお問い合わせ下さい。



### ＜今月の一言コメント＞

12 年間勤務してきた社労士事務所を退職して独立し、4 月から社労士事務所プランツとして、芝大門のオフィスで業務をスタートしました。たくさんの方にご協力頂きました。誠にありがとうございます。

植物は私にとって成長するというイメージで、お客様である会社とそこで勤務する従業員さんの「成長」に貢献したいという思いから、事務所名を「プランツ（植物）」としました。

NEWS は今回が第 1 号です。皆様にとって役に立つ情報を提供できるように努めてまいりますので、よろしくお願い致します。

～お問い合わせ先～

社労士事務所プランツ

営業時間 9:00 ~ 18:00

TEL: 03-6880-9064

担当: 畠山 (ハタケヤマ)

E-mail hatake@sr-plants.com